

特定建築物立入検査等結果書

本日、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく立入検査等を実施した結果は、次のとおりです。

名称 特定建築物 (建築物) 所在場所	
住所 届出者 (所有者) 氏名	
建築物環境衛生管理 技術者 氏名	
立入根拠	法第 11 条第 1 項 立入調査 (法第 13 条第 2 項・その他)
立入年月日	年 月 日
環境衛生監視員 氏名	
立会者 所属 氏名	所属 氏名
1 良好 2 指摘事項	

特定建築物立入検査指導票

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 11 条第 1 項の規定による
立入検査の結果、下記のとおり不適な点があったので、速やかに改善し、
年 月 日までにその結果を千葉市保健所長に報告してください。

名称 特定建築物 所在場所	
住所 届出者 氏名	
建築物環境衛生管理 技術者 氏名	
立入検査年月日	年 月 日
環境衛生監視員 氏名	
記	
立会者確認欄	上記の事実を確認します。 (所属) (氏名)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所
(連絡先電話番号)
(連絡先メールアドレス) @
氏 名 (※)

法人にあっては、その名称、所在地及び代表者氏名
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

特定建築物指導事項改善報告書

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第 11 条第 1 項の規定による
立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので
報告します。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 立入検査年月日 年 月 日
- 4 改善措置等 次のとおり

指導事項	改善措置等

第 号
年 月 日

様

千葉市保健所長 図

特定建築物改善通知書

あなたの管理する特定建築物は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に適合していませんので、改善するよう通知します。

よって、 年 月 日までに特定建築物改善計画（報告）書を提出してください。

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 不適の内容（根拠条項）

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

届出者住所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

届出者氏名 (※)

法人にあっては、その名称、所在地及び代表者氏名
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

特定建築物改善計画書

年 月 日 第 号で通知のありました標記の件について提出します。

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 建築物環境衛生管理技術者 氏名
- 4 改善計画の内容
- 5 改善完了の予定年月 年 月

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

届出者住所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス)

@

届出者氏名

(※)

法人にあつては、その名称、所在地及び代表者氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)

からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

特定建築物改善報告書

年 月 日 第 号で通知のありました標記の件について報告します。

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 建築物環境衛生管理技術者 氏名
- 4 改善の状況

住 所
氏 名

改善命令書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 11 条第 1 項の規定により立入検査をした結果、次の事項につき改善を命じます。

年 月 日

千葉市保健所長 図

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 根拠法令
- 4 改善を要する事項
- 5 理由

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
氏 名

使用停止（制限）通知書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 11 条第 1 項の規定により立入検査をした結果、次の事項につき使用を停止（制限）するので、通知します。

年 月 日

千葉市保健所長 図

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所 千葉市 区
- 3 根拠法令
- 4 使用停止（制限）の部分
- 5 理由

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。